

24尾建第43-0205号
平成24年 6月27日

愛知郡東郷町
大字諸輪字尼ヶ根34-22

水谷工業(株)

代表取締役 京極 盛 様

愛知県知事 大村 秀章



一般建設業について(許可)

平成24年 6月 8日付けで申請のありました 一般建設業に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (般-24) 第49288号

許 可 年 月 日 平成24年 7月11日

許 可 の 有 効 期 限 平成29年 7月10日

許 可 建 設 業 の 種 類

土木工事業
建築工事業
とび・土工工事業
舗装工事業
水道施設工事業

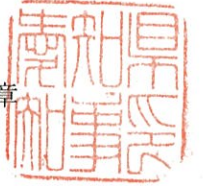
(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 平成29年 6月10日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

26尾建第 44-47 号
平成27年 3月 10日

愛知郡東郷町
大字諸輪字尼ヶ根34-22
水谷工業株式会社
代表取締役 京 極 盛 様

愛知県知事 大村 秀 章



一般建設業の許可の取消しについて（通知）

平成 27年 3月 3日付けで廃業届のありました下記の一般建設業の許可については、建設業法第29条第1項第4号の規定により、取消します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分について不服がある場合は、上記の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

また、当該処分につき異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 許可番号
愛知県知事許可（ 般一 24 ）第 49288号
- 許可年月日
平成 24年 7月 11日
- 建設業の種類
土木工事業
ほ装工事業
水道施設工事業

担当 尾張建設事務所
総務課 総務・建設業グループ
電話 052-961-4409（ダイヤルイン）

28尾建第43-0027号
平成28年 4月20日

愛知郡東郷町
大字諸輪字尼ヶ根34-22

水谷工業(株)

代表取締役 京極 盛 様

愛知県知事 大村 秀章



一般建設業について(許可)

平成28年 4月 8日付けで申請のありました 一般建設業に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許 可 番 号	愛知県知事 許可 (般-28) 第49288号
許 可 年 月 日	平成28年 4月20日
許 可 の 有 効 期 限	平成33年 4月19日
許 可 建 設 業 の 種 類	

大工工事業
左官工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
塗装工事業
防水工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 平成33年 3月20日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

建設業許可証の補足

現在許可されている業種は下記の通りです。

建築工事業	}	(有効期限) 平成29年7月10日
とび・土工事業		
大工工事業	}	(有効期限) 平成33年4月19日
左官工事業		
鋼構造物工事業		
鉄筋工事業		
塗装工事業		
防水工事業		

※有効期限は次回更新時に一本化します。

平成28年4月21日



水谷工業株式会社
代表取締役 京極盛